

## 仕 様 書

1. 件名 揮発油（レギュラー）外2件その1（単価契約）
2. 目的 本契約は、西之表港湾事務所において使用する自動車に必要な自動車燃料を供給すること及び洗車を目的とする。
3. 規格及び予定数量 

レギュラーガソリン	1000 リットル
軽油	300 リットル
洗車	20 回
4. 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
5. 履行場所 受注者スタンド
6. その他
  - (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格の見積り（揮発油（レギュラー）及び軽油の調整額と予定数量を乗じた額と洗車の単価と予定数量を乗じた額の合計額）を行った者を契約の相手方とする。
  - (2) 給油の際、車両ごと（登録番号等）、その数量・給油日が分かるように記入した納品書を当局職員の確認を受け、当局職員に渡すこと。
  - (3) 1ヶ月分の給油及び洗車分をとりまとめて、翌月に請求書を提出すること。発注者は請求書を受領後、30日以内に支払いを実施する。消費税に相当する金額に1円未満の端数がある時はその端数を切り捨てる。
  - (4) 毎月の給油の契約単価は、経済産業省 資源エネルギー庁公表の「石油製品小売市況調査（都道府県別）」の鹿児島県の値をもとに、購入前月第1週から第3週までの平均価格を設定し、その平均価格から見積書に記載された調整額を減(加)算した金額とする。（別紙のとおり）
  - (5) 予定数量は、増減を生じる可能性があるが、過不足の保証は行わない。
  - (6) その他本契約に関して疑義が生じた場合には、双方協議のうえ解決するものとする。
  - (7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
    - 1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
    - 2) 1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
    - 3) 1) 及び2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
    - 4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(別紙)

計算例

		①	②	③	②+③
公表県・公表週(前月)		公表金額(税込)	公表金額平均(税込)	調整額(税込)	契約単価(税込)
鹿児島県	第一週	125.3	126.13	-3.00	123.13
	第二週	125.8			
	第三週	127.3			

- ①・・資源エネルギー庁統計情報の数値をそのまま記載→上記は仮入力
- ②・・①の平均値(小数点第3位以下切り捨て)
- ③・・見積書に記載した金額(小数点以下第2位までの数値)→上記は仮入力